

(内川 (東橋以東))

警 告

この場所に船舶に係留することは、河川法第24条、港湾法第37条の11第1項に違反しています。

令和2年11月30日(月)までに適切な保管施設等に移動してください。

なお、移動せずに放置しているときは、富山県において行政代執行法その他関係法令に基づいた措置を講じます。

令和2年10月

河川管理者・港湾管理者 富 山 県 知 事

連絡先 富山県高岡土木センター企画管理課
(電話 0766-26-8423)
富山県富山新港管理局企画管理課
(電話 0766-84-8292)

(内川 (東橋以東))

警 告

ここに係留施設を設置することは、河川法第24条及び第26条第1項、港湾法第37条の11第1項に違反しています。

令和2年11月30日(月)までに棧橋、杭
およびタイヤ・ロープ等を撤去してください。

なお、撤去せずに放置しているときは、富山県において行政代執行法その他関係法令に基づいた措置を講じます。

令和2年10月

河川管理者・港湾管理者 富 山 県 知 事

連絡先 富山県高岡土木センター企画管理課
(電話 0766-26-8423)
富山県富山新港管理局企画管理課
(電話 0766-84-8292)